



国民健康保険

問合せ先 本庁：保険年金課 ☎876-1593 支所：住民課 ☎878-2204

国民健康保険は、みなさんが病気やけがをしたとき、安心して医師の治療を受けられるようにお互いに助け合って健康を守るための制度です。

国民健康保険に加入する方

職場の健康保険や各種共済組合に加入している方とその被扶養者や、生活保護を受けている方以外のすべての方は、国民健康保険に加入しなければなりません。

国民健康保険の主な届出一覧

次のような場合には、14日以内に届出を行ってください。

	こんなときには手続きを	必要なもの
加入するとき	他の市区町村から転入したとき	印鑑、転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書または離職票）
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	印鑑、被扶養者でなくなったことが分かる証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑、被保険者証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書
	外国籍の方が加入するとき	外国人登録証明書
やめるとき	他の市区町村に転出するとき	印鑑、被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑、国民健康保険と職場の健康保険の両方の被保険者証（職場の健康保険の被保険者証が未交付の場合は、加入した証明）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	死亡したとき	印鑑、被保険者証、死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	印鑑、被保険者証、保護開始決定通知書
	外国籍の方がやめるとき	被保険者証、外国人登録証明書
その他	退職者医療制度に該当したとき	印鑑、被保険者証、年金証書
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	印鑑、被保険者証
	町内で住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印鑑、被保険者証
	就学のために子どもが他の市区町村に住むとき	印鑑、被保険者証、在学証明書
	長期の旅行などで別個の被保険者証が必要なとき	印鑑、被保険者証
	被保険者証をなくしたとき（または汚れて使えなくなったとき）	印鑑、本人であることを証明するもの、（使えなくなった被保険者証）

退職者医療制度

国民健康保険に加入し、厚生年金や各種共済年金などの年金を受けられる方（年金加入期間が20年以上もしくは40歳以降で加入期間が10年以上の方）とその扶養家族は、75歳になって老人保健医療の適用を受けるまでの間、退職者医療制度による医療の対象となります。なお、医療費の個人負担や保険税の算出方法は、一般の国民健康保険と変わりません。

出産育児一時金・葬祭費

国民健康保険に加入している方に対して支給します。

種類	必要なもの	受給者	支給額	注意事項
出産育児一時金	●印鑑 ●被保険者証 ●母子健康手帳	世帯主	300,000円 (18年10月から 350,000円)	○妊娠85日以上の子死産や流産も支給対象となります。(医師の証明が必要です。) ○預金口座番号を指定する必要があります。
葬祭費	●印鑑 ●被保険者証 ●死亡を証明するもの	葬祭を行う方	30,000円	○預金口座番号を指定する必要があります。

人間ドック事業

40歳から70歳までの国民健康保険の被保険者を対象に実施します。ただし、国民健康保険税を完納していることが必要です。

実施時期	実施場所	費用	注意事項
6月～7月	町指定の医療機関	男性 8,000円 女性 9,000円	○毎年4月1日から受け付けています。(人数制限があります。) ○費用は変更になることがあります。お申し込みの際にご確認ください。

国民健康保険税

問合せ先 本庁：税務課 ☎876-5284 支所：地域振興課 ☎878-2203

国民健康保険に加入している方の世帯主に、加入した月から国民健康保険税が課税されます。(申請して認められれば、国民健康保険上の世帯主を指定することも可能です。)また、40歳以上65歳未満の方は、40歳の誕生日の前日が属する月から介護分を併せて納めることとなります。

国民健康保険税は、国民健康保険事業を支える大切な財源です。納期までに納めていただくようご協力をお願いします。

納付方法

納付書で納付する方法と、口座振替による方法があります。口座振替は納期ごとに役場や金融機関に向く必要がないため、お忙しい方や不在となりがちな方などには大変便利です。

老人保健制度

問合せ先 本庁：保険年金課 ☎876-1593 支所：住民課 ☎878-2204

75歳(一定の障害のある方は65歳)以上の方が医療を受けるときは、老人保健が適用になります。病院などにかかるときは、その窓口で健康保険証と老人保健法の医療受給者証を提示し、一部負担金と入院時食事療養にかかる標準負担額を支払ってください。ただし、住民税非課税世帯の方は、申請によって入院時の一部負担金と食事代が減額される制度があります。

※昭和7年9月30日以前に生まれた方は、老人保健が適用になります。

国民年金

問合せ先 本庁：保険年金課 ☎876-1593 支所：住民課 ☎878-2204

年金は老後や、万一のけがや病気で障害をもったとき、また一家の働き手を失ったときなどに、生活が維持できるように保障をするものです。日本国内に住む20歳から60歳のすべての方が加入しなければなりません。

国民年金に加入する方

加入者は次の3種類に分けられます。

第1号被保険者	自営業、農林漁業を営む方、学生、アルバイト、無職の方などで20歳以上60歳未満の方
第2号被保険者	職場の年金（厚生年金や共済組合など）に加入している方
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

以下に該当する方は、希望により国民年金に加入できます。

- ①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方
- ②老齢・退職年金の受給者で60歳未満の方
- ③日本国籍があり、外国に住所のある20歳以上65歳未満の方

国民年金の主な届出一覧

次のような場合には、届出が必要です。

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	厚生年金、各種共済組合加入者以外は国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者⇒本庁：保険年金課 支所：住民課 第3号被保険者⇒配偶者の勤務先
会社を退職したとき	第1号被保険者への種別変更の手続きをする（被扶養配偶者も同じ）	本庁：保険年金課 支所：住民課
結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	本庁：保険年金課 支所：住民課
配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者になる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
65歳になったとき	老齢基礎年金の受給手続きをする	第1号被保険者⇒本庁：保険年金課 支所：住民課 第3号被保険者期間を含む⇒高松西社会保険事務所
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者⇒本庁：保険年金課 支所：住民課 第3号被保険者⇒配偶者の勤務先

保険料の免除制度

経済的に保険料の納付が困難なときは、申請によって納付が免除される制度があります。また、学生や30歳未満の方について、本人や配偶者の前年所得に応じて保険料の納付が猶予される制度もあります。

年金相談（社会保険事務所主催）

毎月第2水曜日に綾南農村環境改善センター相談室で実施します。年金に関するいろいろな相談に社会保険事務所の職員が分かりやすくお答えしますので、年金手帳、年金証書、印鑑、その他参考資料をお持ちの上ご相談ください。